

# ムダなダムをストップ!!!

事務局だより No. 11 2006年9月10日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

## 鬼怒川の中～下流ってどんな川?

鬼怒川の中～下流をたどり、湯西川ダムの治水を考えよう

日時：9月24日(日) 小雨決行

集合場所：8時20分に宇都宮市内の大木弁護士宅

9時に砂ヶ原橋(二宮町)直下左岸の川の一里塚(長沼北小近く)

10時に国道50号から約2キロ下流の栄橋(結城市)直下右岸の川の一里塚

コース：鬼怒川の中流から出発し勝瓜頭首工、田川放水路、田川合流点、水海道の水位観測所その他の地点で、鬼怒川の流況を観察しながら利根川合流点に至る。帰路は小貝川に沿って北上する

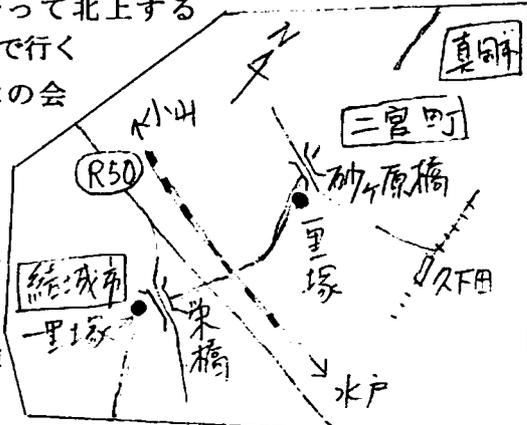
参加費：無料・昼食は各自持参・車は相乗りで行く

主催：ムダなダムをストップさせる栃木の会

問合わせ：事務局(TEL 0285-22-8505、

FAX 0285-22-5608)

第8回の湯西川ダム訴訟において原告側は、利根川水系河川整備基本方針の鬼怒川治水計画は新たな矛盾を含むものになったと指摘した(2頁参照)。そこで石井、水海道の両水位観測所間の鬼怒川を実際に検分し、問題点を再確認してみよう、ということ。



## ムダなダム裁判もいよいよ本論に・・・

次回期日・いずれも宇都宮地方裁判所・302法廷です。パワーポイントを使った口頭陳述は大変分かり易く、裁判のイメージも従来と比べて大きく変わりました

	対栃木県知事 南摩・湯西川・八ッ場ダム	対宇都宮市長 湯西川ダム
日時	10月26日(木) 13:10～	12月6日(水) 10:30～
みどころ	いよいよ、南摩ダムの利水の問題に入る。鹿沼市、栃木市、西方、壬生、石橋、国分寺、野木、大平、岩舟町の過大な水需要推計に対して現に保有する水源で十分まかなえることを、データを駆使して主張する予定。原告の高橋比呂志さんがパワーポイントを駆使して口頭陳述をおこなう予定	湯西川ダムの環境問題を取りあげる。建設側がおこなった環境調査が不十分なものであることを主張し、パワーポイントを使い原告による口頭陳述もおこなう予定

# 鬼怒川の治水上、湯西川ダムは不要 屋上屋を重ねるダムである

## 対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟第8回（8月30日）の内容

原告であるオンブズパーソン栃木代表・高橋信正弁護士が、湯西川ダムは治水上必要のないダムであることを、パワーポイントを使って次の3点から説明した。

- ①湯西川ダムが加わっても鬼怒川の治水効果は同じ
- ②利根川水系河川整備基本方針の新たな矛盾
- ③鬼怒川・石井地点の過大な基本高水流量

まず、鬼怒川の治水計画では、湯西川ダムが計画される以前（昭和48年）と以後（昭和60年）において、石井地点におけるダム調節後の洪水流量（計画高水流量）が同じであった。つまり、鬼怒川の治水計画の洪水調節は五十里ダム、川俣ダム、川治ダムで完結しており、湯西川ダムはあってもなくても同じ、つまりは不要なダムであったということ。

次に、今年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針では、石井地点での計画高水流量は6, 200 m<sup>3</sup>/sから5, 400 m<sup>3</sup>/sへと変更されていたが、水海道地点での数字は5, 000 m<sup>3</sup>/sのままであった。これは、湯西川ダムが加わることによる効果を出すために石井地点の計画高水流量を変更したものの、それによって水海道地点での洪水ピーク流量の減少効果が1, 200 m<sup>3</sup>/sから400 m<sup>3</sup>/sへと3分の1になってしまったということの意味する。洪水ピーク流量の減少は河道貯留効果（川幅の広がり）によるものであり、科学的な流下能力の計算結果によるものなので、それが一挙に3分の1にもなるはずはないのである。

3番目は、そもそも石井地点における基本高水流量の8, 800 m<sup>3</sup>/sという数字への疑問である。水海道地点では観測流量データがあるが、石井地点では67データのうち観測流量は8データのみ。残りは計算による推定流量であるが、この推定流量データの中には、水海道のデータから考えて過大と判断されるものが多数ある。これらのデータを補正し、統計手法で100年に1回の洪水流量を求めると、8, 000 m<sup>3</sup>/sとなり、800 m<sup>3</sup>/s以上も減少する。国が言う湯西川ダムの効果を上回る数字である。

以上をまとめると、①湯西川ダムは既設3ダムで完結していた鬼怒川の治水計画に屋上屋をかさねたものであって、もともと不要なダムであった ②そのため、利根川水系河川整備基本方針の鬼怒川治水計画は新たな矛盾を含むものになった

③鬼怒川・石井地点の過大な基本高水流量を見直せば、湯西川ダムは治水計画上も不要なものとなる。以上で陳述終わり。

前回期日（第7回）では、宇都宮市は現状と著しく乖離した予測を行い、その誤った予測値に基づいた架空の水需要を作り出している。これは湯西川ダムからの取水が前提にあるからであり、数字の辻褃合わせに過ぎない。また、市の保有する地下水源を正しくカウントすれば、将来の水需要にも余裕をもって対応できる。したがって宇都宮市の水道は湯西川ダムなしで水需給においてまったく不足を生じることなく、湯西川ダムは宇都宮市にとって無用の存在である、と主張した。それに対し今回、被告側から反論の書面が出たので、次回以降再反論をすることになった。

# ハッ場ダム建設地の岩盤は亀裂が多く 強度が低い 断層も存在する ダムサイトとして不適

対栃木県知事・3ダム訴訟第8回（7月27日）の内容

原告代理人として、統一弁護士団の団長である高橋利明弁護士が、パワーポイントを使い、ハッ場ダムの地盤の危険性について準備書面を補充する口頭陳述をおこなった。

こんな危険な地盤のところに巨大なコンクリートダムを築いて本当に大丈夫なのだろうかと疑問をもっている。ダムを支える地盤の基本条件としては、①堤体の荷重を支える堅硬な岩盤、②岩盤の遮水性の確保、③岩盤のせん断強度（横からの圧力に耐える）の確保、④河道における鋭角の断層を避ける、⑤陸生の火砕岩は避ける、が挙げられるが、ハッ場ダムの場合いずれの条件にも疑問がある。

ハッ場ダムの地盤の地質形成年代は160～500万年前と非常に若く、つい先頃まで火山活動は活発であった。吾妻川の河川の形成史からも言っても、はげしい下方浸食のために兩岸に亀裂が多く見られ、せん断強度が低下しており、ダムサイトとして不適である。建設省自身も、地盤に問題有りとして過去にいったん中止した経緯がある。

危険性その1：左岸の岩盤に擾乱帯がある（破砕帯より少しましな程度）

危険性その2：右岸部の岩盤に熱変質帯がある（火山活動により岩盤はボロボロ）

危険性その3：岩盤は兩岸とも高透水性である（明瞭な開口性の亀裂が多数）

ボーリング調査をすればするほど新たな疑問が生じ、新たな調査が必要となる状況で、亀裂の分布すら未だ明らかになっていない

危険性その4：ダム取付部の岩盤は3つにブロック化していると考えられ、強度はさらに低下

危険性その5：堤帯右岸の袖部を通過し、吾妻川を斜断する位置に断層が存在する

以上のように、ハッ場ダムの地盤には危険性がいっぱいあり、ダムサイトとして不適である。高橋弁護士は統一弁護士団の団長として、ハッ場ダムの地盤の問題について詳しく、各県の準備書面を作成した上、各県の裁判にも出廷して口頭陳述をおこなっている。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

ライブ&トーク ハッ場いのちの輝き（チケットは事務局にあります）

## 加藤登紀子となかま達が唄う

2006年10月9日（月）午後3時～5時  
日本青年館大ホール（東京・神宮外苑横）  
自由席：3000円  
指定席：5000円  
出演：永六輔、野田知佑、大熊孝、  
池田理代子ほか  
主催：ハッ場と命の共生を考える実行委員会

ムダなダムをストップさせる栃木の会  
事務局：小山市城東2-10-22  
TEL：0285-23-8505  
FAX：0285-22-5608  
年会費：3,000円  
郵便振替口座：00140-1-500609

# ハッ場ダム住民訴訟

## 1都5県 FAXニュース

第13号(06年7月26日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

【東京の会】7月4日11時から第9回裁判。地裁前で朝びうまく。被告の東京都側が利水に関して初反論。これを受け「5年に一度の温水に備えるはずの利水安全度が、10年に一度も考慮するようなことをいい始めた。新しい数値を出して文章で説明しないと」等と高橋弁護士が追及。被告答えに窮し、裁判長が被告に2週間以内の書面回答を約束させる。原告側からは「ダムサイト地盤の危険性」書面を提出。次回は10月17日(火)11時から。(懸極)

【埼玉の会】6月14日第8回、傍聴席約50席は満席。原告が温水時の暫定水利権の根拠を被告に求めた。高橋弁護士がダムサイトの1)ハッ場層安山岩類は陸成。2)左岸に擾乱帯、右岸に熱水変質帯がある。3)両岸に無数の低角度(水平)・高角度(垂直)亀裂が存在し、高透水帯を形成。4)左右両岸の岩盤が亀裂で分離しており全体として強度が低下。5)ダム本体右岸袖部を通過し、吾妻川を斜断する断層が存在するとし、ダム建設に不相当であると陳述。次回9月13日(水)14:00~(葛永)

【茨城の会】7月25日第8回裁判。傍聴人は席一杯。原告意見陳述は20数年、土浦市の水道問題に取り組んできた船津寛さん。県は過大な水需要を市の計画に盛り込み、水道水を引き取らせてきた。水需要は各市町村の要望を吸い上げて立案したものとする県の主張を覆した。被告側弁護士が原告の政策論争に加わる気は無い、財務会計行為の範疇で反論すると嫌味。第9回裁判は10月24日(火)11時30分(神原)

【群馬の会】第8回口頭弁論が7月14日11時より行われ、今年策定された河川整備基本方針の非現実性について福田弁護士がパワーポイントを使って説明。原告の角田氏の意見陳述を求めていたが、前回に引き続き、意見書で内容を理解したからと陳述を認められなかった。報告集会では、質疑の後、嶋津さんより7月2日の中之条シンポジウムの概要についてパワーポイントによる報告があった。次回は、10月6日(金)13時半より。(真下)

【栃木の会】対県3ダム訴訟第7回(5/25)で若狭弁護士がハッ場ダム現地写真を交えたPPで、環境影響評価義務を怠る違法な事業に県が漫然と負担金を支出する行為は財務会計上の誠実義務に反すると陳述。説明会ではDVD「山が崩れる」を視聴。次回7/27 13:10~ハッ場ダムの地盤の危険性について高橋弁護士が陳述予定。対市長訴訟第8回は8/30 10時半~湯西川ダム利水が焦点。8/5には南摩ダム予定地で観察会。(葛谷)

【千葉の会】8月4日11時~第7回裁判は危険性に関する準備書面を7月28日に提出。当日の原告側の意見陳述は高橋弁護士のPPによる説明をする。当初環境面の準備書面も提出の予定だったが、被告の堂本知事が生物多様性に関する著作もあることから、ハッ場ダム事業における環境破壊と知事の自然環境保全への主張との整合性について確認する論も盛り込みたい。環境面は次回になる。千葉地裁の裁判長が今回から変わる(中村)

【ハッ場ダムを考える会】7/5、国交省ハッ場ダム工事事務所前課長が収賄容疑で逮捕。警視庁は工事事務所を家宅捜査し、ダンボール三箱分の資料を押収。「ダムの町」長野原に動揺が広がった。容疑者は用地課長として今年3月まで水没予定者の代替地交渉に携わっており、地元では代替地交渉への影響を懸念する声も上がっている。ハッ場ダムの工事については、かねてより落札率の異常な高さが指摘されており、今回の事件は氷山の一角との見方もある。

発行：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会／ハッ場ダム住民訴訟弁護団／ハッ場ダムを考える会  
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先：042-341-7524(深澤)048-825-3291(藤永)